

留萌市地元企業応援基本条例

留萌市は、古くはニシン漁で栄えたほか、前浜で獲れる恵まれた水産資源により水産加工業を基幹産業として、人やものの交流により、飲食業やサービス業などの産業も発展を遂げてきた。

こうした産業の発展に寄与してきたのは、地元資本の企業であり、その事業活動により経済と雇用を支えるだけでなく、地域に密着した社会貢献活動の主体として、まちづくりにおいて重要な役割を担ってきた。

近年、人口減少、少子高齢化の進行、国際化及び情報化の進展、消費者需要の多様化等、経済社会情勢が大きく変化している中、地元企業経営者が将来にわたり持続的に発展し、市民をはじめ、関係者が一体となって夢と希望が持てる留萌市を築くため、地元企業の自主的な努力を基本としつつ、地域社会全体で地域産業の発展と意欲ある地元企業の振興を図ることが必要である。

ここに、地域産業と地元企業の振興と地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地元企業が本市の経済において果たす役割の重要性に鑑み、その振興と人材の育成、持続的な発展の促進等(以下「地元企業の振興」という。)に関し基本理念を定め、市、地元企業者、地域経済団体、大企業者、金融機関、学校及び市民の役割等を明らかにするとともに、地域産業の発展と地元企業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、地元企業の振興を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(地元企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この条例に基づいて講ずる市の施策の対象とする地元企業者は、その事務所又は事業所を市内に有する全ての法人及び個人とし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)に規定する中小企業者であって、その事務所又は事業所を市内に有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、その事務所又は事業所を市内に有するものをいう。

- (3) 地域経済団体 商工会議所、商工会、事業協同組合、企業組合、協同組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、その他地元企業に関する団体をいう。
- (4) 大企業者等 中小企業者以外の事業を営む者（国、地方公共団体、地域経済団体及び金融機関を除く。）であって、その事務所又は事業所を市内に有するものをいう。
- (5) 金融機関 地元企業者と取引のある銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融業を行う機関をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校であって、市内に存するものをいう。
- (7) 市民 市内に住所を有するもの並びに市内の事務所又は事業所に勤務する者及び学校に在学する者をいう。

（基本理念）

第3条 地元企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進させなければならない。

- (1) 地元企業者が創意工夫及び自主的な努力により経営力の向上及び事業の持続的な発展を図ること。
- (2) 企業経営者が地域の経済、雇用及びまちづくり等の担い手として重要な役割を果たしているという認識の下に行われること。
- (3) 地域経済の発展の重要性に鑑み、地域内における持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちの実現を図ること。
- (4) 国、北海道及びその他の機関の協力を得ながら、市、地元企業者その他関係者及び市民が連携・協力し、一体となって推進されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、地元企業の振興に関する経済的社会的諸条件に応じた施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は地元企業の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、地元企業の実態を把握するとともに、広く意見を聴き、施策の策定及び実施に反映するよう努めなければならない。

（地元企業者の努力）

第5条 地元企業者は、事業活動を行うにあたっては、経済的社会的環境の変化に対応して、その事業の成長発展を図るため、自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない。

- 2 地元企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境

の整備、雇用の維持及び雇用の創出並びに人材の育成に努めるものとする。

- 3 地元企業者は、児童又は生徒に対する職業に関する体験機会の提供に協力するよう努めるものとする。

(地域経済団体の役割)

第6条 地域経済団体は、中小企業者が経営の向上及び改善に取り組むことができるよう支援体制の充実を図るとともに、共同事業の実施、地元企業者の組織化又は相互連携等の促進に努めるものとする。

- 2 地域経済団体は、中小企業者の経営の向上及び改善のための努力を支援するにあたっては、中小企業者ととともに、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

(大企業者等の役割)

第7条 大企業者等は、事業活動を行うにあたっては、地域社会を構成する一員として、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

- 2 大企業者等は、地元企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を認識するとともに、市内において生産され、製造され、又は加工される产品及び市内で提供されるサービス等の地元消費が地域経済全般に波及効果を有することを理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、地元企業者への円滑な資金の調達及び経営の改善に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、地元企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を認識し、市が実施する地元企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校の役割)

第9条 学校は、職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等を通じて、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解)

第10条 市民は、地元企業の振興が地域経済の発展並びに市民生活の維持及び向上に重要な役割を果たしていることを認識するとともに、市内において生産され、製造され、又は加工される产品及び市内で提供されるサービス等を積極的に利用するなどの地元消費が地域経済全般に波及効果を有することを理解するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市は、第1条の目的を達成するため、第3条に規定する基本理念に基づく地元企業の振興に係る基本方針として、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 生産性の向上及び業務の効率化の支援に関する施策
- (2) 創業及び新規事業の創出に関する施策
- (3) 経営の安定及び経営革新に関する施策
- (4) 販路及び取引の拡大の支援に関する施策
- (5) 円滑な事業承継の支援に関する施策
- (6) 人材育成及び確保並びに雇用の促進及び安定に関する施策
- (7) 働きやすい職場づくりに関する施策
- (8) 事業活動に必要な資金の調達の円滑化に関する施策
- (9) 災害等において事業を継続するための取組の支援に関する施策
- (10) 地元企業者の相互連携を強化するための施策
- (11) 6次産業化及び農商工連携を促進するための施策
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(小規模事業者への配慮)

第12条 市は、地元企業の振興に関する施策を講ずるにあたっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、地元企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(市からの受注機会の増大)

第14条 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、予算の適正な執行並びに透明かつ適正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、地元企業者、特に中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第15条 市は、地元企業の振興に資するよう、地元企業の振興に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(留萌市地域経済振興会議)

第16条 地元企業の振興に関する事項について調査、審議するため、留萌市地域経済振興会議を置く。

2 留萌市地域経済振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(留萌市中小企業振興条例の廃止)

2 留萌市中小企業振興条例（平成4年留萌市条例第19号）は、廃止する。

(留萌市中小企業振興条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例施行の際、現に廃止前の留萌市中小企業振興条例の規定に基づく申請を受けた助成については、なお従前の例による。